

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

土砂等による土地の埋立て等の規制を強化するため、本条例を制定する
ものであります。

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の
一部を改正する条例

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。）」を削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

第5条の見出し中「させる者等」を「させる者」に改め、同条第1項中「土地の埋立て等を行う者により」を「土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置を講ずるとともに、」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（土地の所有者等の責務）

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

第6条第1項中「500平方メートル以上」を削り、同条中第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第7条第3号中「状態」の次に「及び水素イオン濃度指数」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成

15年茨城県条例第67号)に規定する土砂等搬入禁止区域が、埋立て等区域又は土地の埋立て等に必要な区域に含まれていないこと。

(8) 土地の埋立て等を行うことについて、埋立て等区域内の土地の所有者等の同意を得ていること。

第9条第1項中「同条第4項第2号」を「同条第3項第2号」に改め、同条第3項中「第6条第4項第1号」を「第6条第3項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等(当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。)に、当該許可に係る第6条第3項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第3項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第3項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は第11条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第10条中「第6条第1項」を「市長は、第6条第1項」に、「前条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 7 条中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 3 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 第 1 1 条第 1 項、第 1 2 条第 2 項又は第 1 3 条から第 1 7 条までの規定に違反したとき。

(6) 第 1 5 条第 2 項又は第 1 6 条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

(7) 第 1 9 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定による命令に従わないとき。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同条の次に次の 6 条を加える。

(土地の適正な管理)

第 1 9 条の 2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第19条の3 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第7条第8号の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに当該事実及び対応を市長に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第19条の4 市長は、第19条第2項の規定により土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じたときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって前条第2項の報告を怠った者(当該報告を行うべき時期において、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)に対し、前条第2項の報告を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、前条第2項の報告を行うよう命ずることができる。

3 市長は、前2項に規定する勧告又は命令を行った土地の埋立て等に

において、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置が行われた場合は、当該勧告又は命令を撤回するものとする。

(書面の交付及び携帯)

第19条の5 許可を受けた者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面（以下「適合証明書」という。）を交付しなければならない。

3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。

4 許可を受けた者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

(土地の埋立て等の停止命令等)

第19条の6 市長は、前条第1項又は同条第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 市長は、前条第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。

3 市長は、前2項の命令を口頭でした場合において、その相手方から

命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

4 市長は、土砂等を埋立て等区域に搬入する者が第2項の命令に従わないときは、許可を受けた者に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(公表)

第19条の7 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者
- (2) 第18条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者
- (3) 第19条の規定による命令を受けた者

2 市長は、前項の規定により同項第1号に規定する者を公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第20条第1項中「関係行政機関」の次に「、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他関係者」を加え、同条第2項中「土地の所有者その他土地の埋立て等」を「土地の所有者等その他」に改める。

第21条第1項中「行う者」の次に「、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等」を、「に対し」の次に「、第19条の5の書類又は適合証明書の交付・携帯状況」を加え、同条第2項中

「その職員に」の次に「、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所」を、「関係者に質問させ」の次に「、若しくは第19条の5の書類又は適合証明書の提示を求め」を加える。

第23条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第19条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可は、改正後の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に行っている土地の埋立て等（改正前の条例第2条第2号に規定する土地の埋立て等をいう。以下この項において同じ。）であって、当該土地の埋立て等を行う区域の面積が500平方メートル未満であるもの（改正前の条例第6条第2項に該当するものを除く。）については、施行日から起算して1月を経過する日までの間に限り、改正後の条例第6条第1項の許可を受けることなく、引

き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。

- 4 施行日前に改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第9条の2、第19条の3及び第19条の4の規定は、施行日後に申請された改正後の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等について適用し、施行日前に申請された改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第18条第1項の規定による許可の取消し若しくは停止の命令又は同条第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。